

青森県報

第二千三百四十三号

平成十六年
六月二十三日
(水曜日)

目次

告 示

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(出納課)…一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課)…一

特定漁港漁場整備事業計画の公表……………(漁港漁場整備課)…二

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課)…二

県有地の売却に係る一般競争入札……………(経理課)…二

右 同……………(同)…三

出先機関

道路の位置の指定……………(弘前県土整備事務所)…四

右 同……………(十和田県土整備事務所)…四

収用委員会

公示送達……………(監理課)…四

告 示

青森県告示第四百五十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十六年六月十四日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十六年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称

青森市新町二丁目八の一

有限会社民芸ふあつしよんべニヤ

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂十和田元町店

十和田市元町西五丁目九七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五

代表取締役社長 西郷辰弘

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
大規模小売店舗	開店時刻 午前九時	開店時刻 午前九時	平成十六年六月
小売店	開店時刻 三十分	開店時刻 午後九時	平成十六年六月
大規模小売店舗 において小売業	開店時刻 午前九時	開店時刻 午後九時	平成十六年六月

舗の施 設の運 営方法 に關す る事項	を行う者の開店 時刻及び閉店時 刻	閉店時刻 午後八時 三十分	午後八時 三十分から 午後九時 三十分まで
客が駐 車場を 利用す ること が できる 時間帯	午後九時 十五分 から 午後八 時四十五 分まで	午後八時 三十分 から 午後九 時三十分 まで	午後九時 三十分 から 午後八 時三十分 まで

四 届出年月日

平成十六年六月十五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十六年六月二十三日から同年十月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年十月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~  
特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第十七条第一項の規定により、

奥戸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。  
なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び下  
北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

~~~~~  
開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律
第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所及 び氏名(名称)
三戸郡階上町蒼前東六丁目九の一三五 及び九の三四九から九の三五五まで	三戸郡階上町蒼前東四丁目六の一六一 有限会社タケダサプライ

~~~~~  
国有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十  
二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

~~~~~  
一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
青森市大字新城字平岡一七四の四七	宅 地	一一七一・四一平方メートル

二 予定価格

四千六百三十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字新城字平岡一七四の四七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁一階 出納局経理課入札室
2 日時
平成十六年七月二十八日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
2 物件については、平成十六年七月二十一日午前十時から、青森市大字新城字平岡一七四の四七において現場説明を行う。
県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
青森市大字新城字平岡一七四の五二	宅地	六六〇・〇九平方メートル

二 予定価格

四千二百二十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字新城字平岡一七四の五二

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁一階 出納局経理課入札室
2 日時
平成十六年七月二十八日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十六年七月二十一日午前十時三十分から、青森市大字新城字平岡一七四の五二において現場説明を行う。

出 先 機 関

弘前県土整備事務所告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、弘前県土整備事務所及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年六月二十三日

弘前県土整備事務所長 葛 西 憲 之

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
黒石市追子野木二丁目四 七の四一	八五・一三メートル	六・〇〇メートル	平成 一六・六・九

十和田県土整備事務所告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び

七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年六月二十三日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
上北郡七戸町字荒熊内一五 五の一五	三一・六〇メートル	六・一〇メートル	平成 一六・六・九

収 用 委 員 会

公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確認することができないので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成十六年六月二十三日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成十六年六月十五日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書
- 二 送達を受けるべき者
別紙のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所
一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他
一の裁決書は、平成十六年七月十四日をもって送達があったものとみなされます。

別紙

土 地 の 所 在	氏 名	住 所
青森県青森市大字三内字丸山261番	奥崎行雄	不明
	江畑万次郎	不明
	奥崎平次郎	不明
	佐藤浅吉	不明

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭